

# 答 申

諮問第53号

## 第1 審査会の結論

和歌山県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「採用候補者名簿（うち司法警察員警視〇〇〇〇が掲載されたもの）」及び「昇任候補者名簿（うち司法警察員警視〇〇〇〇が掲載されたもの）」（以下「本件公文書」という。）について補正を求めることなく行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成19年3月12日付けで本件公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、本件公文書が「平成13年3月31日以前に実施機関の職員が職務上作成した公文書であって、平成5年3月31日以前に決裁又は供覧等の手続きが終了した文書であることから、和歌山県情報公開条例の規定に基づく開示請求が適用される公文書ではない」ことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年3月22日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成19年3月30日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分の取り消しを求める。」とい

うものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、和歌山県情報公開条例施行規則第15条に定める開示の申出の対象となる公文書であることから公文書開示請求でも開示請求できる公文書である。
- (2) 公文書開示請求書ではなく、公文書任意開示申出書により開示の申出をしなければならないのであれば、実施機関は、公文書開示請求書に形式上の不備があることを認め、相当の期間を定めてその補正を求めるべきであった。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 条例第2章第1節第5条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と規定しているが、条例附則第2項では、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成5年3月31日以前に決裁又は供覧等の手続きが終了した文書、図画及び写真（以下「平成4年度以前の公文書」という。）については、条例第2章の規定は適用しない旨規定している。
- 2 実施機関が保有する公文書の開示の手続等については、和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則（平成13年和歌山県人事委員会規則第25号）により、条例第14条第2項を除き和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号。以下「規則」という。）の規定の例によると定めている。
- 3 規則第2条では、条例第5条による開示請求をする場合には、

実施機関に対し、一定の事項を記載した公文書開示請求書を提出しなければならない旨及び当該請求書の様式を規定している。

また、規則第15条では、条例附則第3項に基づき、平成4年度以前の公文書のうち、保存期間が永久と定められており、かつ、検索資料が整備されているものについては、一定の事項を記載した公文書任意開示申出書により開示の申出ができる旨及び当該申出書の様式を規定している。

- 4 本件公文書は、平成4年度以前の公文書であり、公文書任意開示申出書により開示の申出ができる公文書である。

上記1ないし3に記載しているように条例及び規則では、公文書開示請求書により開示請求ができる公文書と公文書任意開示申出書により開示の申出ができる公文書とを明確に区分するとともに、開示請求及び開示の申出をするにあたって実施機関に提出する書面の様式についても明確に区分している。

したがって、異議申立人が主張するように本件公文書を公文書開示請求書の対象公文書として、開示・非開示の判断をすることはできないものであり、公文書開示請求書による請求に対しては、条例の開示請求対象外公文書として非開示決定をしたものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第3項の規定に基づく職員の採用及び昇任に係る競争試験の実施結果を職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）第15条及び職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）第7条第1号の規定に基づき一定の様式に実施機関が取りまとめたものであり、いずれも試験の得点降順で作

成され、採用候補者名簿には、順位、得点、氏名、年齢、住所及び最終学校名等が、昇任候補者名簿には、順位、得点、氏名及び所属名等が記載されている。

- (2) 本件公文書は、条例第2章の規定が適用されず条例に基づく開示請求の対象とならないものであること及び条例附則第3項の規定に基づく開示の申出の対象となるものであることについては、異議申立人と実施機関との間で争いはない。
- (3) したがって、当審査会は、このことを前提として以下審査を行うこととする。

## 2 開示の申出の対象となる公文書に対する開示請求について

- (1) 異議申立人は、開示の申出の対象となる公文書についても公文書開示請求による開示請求ができると主張している。

当該主張は、開示の申出の対象となる公文書について公文書開示請求書により開示請求がなされた場合、実施機関は、開示請求の対象外公文書として非開示の決定を行うのではなく、開示請求の対象公文書と同様に、当該公文書の記載事項について条例に規定している非開示事項の有無を判断した上で開示決定等を行うべきであるとの主張と認められる。

以下この主張が、是認できるか否かを検討する。

- (2) 条例第6条第1項では、開示請求を行う場合は、同条同項第1号から第3号の事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない旨規定している。

また、実施機関が保有する公文書の開示の手続等については、和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則（平成13年和歌山県人事委員会規則第25号）で、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）の規定に基づく和歌山県人事委員会が保有する公文書の開示の手続等については、和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号。第14条第2項を除く。）の規定の例による。」と定めており、規則第2条第1項では、「条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書（別記第

1号様式)とする。」と規定している。

- (3) 一方、規則第15条第2項では、「公文書の開示の申出は、公文書任意開示申出書（別記第15号様式）により行う。」と規定している。
- (4) 上記(2)及び(3)に記載しているように条例及び規則においては、開示請求の対象となる公文書に対する開示請求と開示の申出の対象となる公文書に対する開示の申出とでは、実施機関に提出する書面について、別個の様式を定め明確に区分している。

このことからすると、開示の申出の対象公文書について、公文書開示請求書により開示請求がなされた場合、実施機関は、当該公文書の記載事項について条例に規定している非開示事項の有無を判断するまでもなく、開示請求の対象外公文書であることを理由として非開示決定をすべきものと認められる。

したがって、上記(1)の異議申立人の主張は、是認することはできない。

### 3 本件公文書開示請求書の補正について

- (1) 異議申立人は、開示の申出の対象となる公文書については、公文書開示請求書ではなく、公文書任意開示申出書での申出でなければならないのであれば、実施機関は、本件公文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）に形式上の不備があるとして相当の期間を定めて、本件請求書の補正を求めるべきであったと主張している。

以下この主張が、是認できるか否かを検討する。

- (2) 確かに条例第6条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

ここでいう「形式上の不備」とは、条例で定められた記載事項が記載されていない場合のほか公文書を特定するために

必要な事項の記載が不十分であるため開示請求に係る公文書を特定できない場合等と解されるが、本件請求書は規則第2条第1項で規定している様式どおりの書面であること、本件請求書には条例第6条第1項及び規則第2条第2項で規定している記載事項が記載されていること及び本件請求書に基づき対象となる公文書の特定が可能であることから本件請求書に「形式上の不備」があるとは認められない。

なお、公文書開示請求書の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載に基づき特定した公文書が、本件のように条例第2章の規定が適用されないものである場合、当該欄の記載は、「形式上の不備」には該当しないと解される。なぜなら、開示請求の対象公文書は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質にかかわるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。

したがって、上記(1)の異議申立人の主張は、是認することはできない。

- (3) 因みに、実施機関は、異議申立人に対して本件公文書が条例附則第3項の規定に基づく開示の申出の対象となるものである旨の教示を行い、異議申立人は、この教示を受けて規則第15条第2項に規定している公文書任意開示申出書を提出して、実施機関より当該公文書の一部開示の通知を受けている。

- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

本件に関する異議申立人及び実施機関からの意見及び説明の聴取は行わなかった。

年 月 日	審査の経過
-------	-------

平成19年5月21日	○諮問（実施機関）
平成19年5月28日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成19年6月19日	○異議申立人からの意見書を受理
平成19年7月5日	○審議
平成19年8月1日	○審議